

公益財団法人岐阜市国際交流協会 後援名義の使用承認規程

平成26年5月26日議決

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岐阜市国際交流協会（以下「協会」という。）が協会以外の団体が開催する事業に対して行う後援名義の使用の承認（以下「使用承認」という。）の基準及び手続に関し必要な事項を定める。

(許可の基準)

第2条 後援名義の使用承認を行う事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主催者が次のアからエまでのいずれかに該当するものであること。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - ウ 民間非営利団体又はこれに準ずる団体
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、社会的信頼性を有する団体で協会の会長（以下「会長」という。）が特に認める団体
- (2) 事業の内容、目的等が次のアからコまでのいずれにも該当するものであること。
 - ア 國際協力、国際交流・多文化共生のいずれかの促進に寄与すると認められること。
 - イ 原則として岐阜市内で開催される事業であること。
 - ウ 営利を目的とするものでないこと。
 - エ 宗教的目的を有するものでないこと。
 - オ 政治的目的を有するものでないこと。
 - カ 公の秩序及び善良な風俗に反するものでないこと。
 - キ 社会的妥当性を欠くものでないこと。
 - ク 主催者の所在が明確で、事業遂行能力が十分であること。
 - ケ 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあっては、徴収の額及び目的が適正かつ明確であること。
 - コ 事業の実施場所において、保健衛生及び災害防止に関する措置が講じられていること。

(申請手続等)

第3条 後援名義の使用承認を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業の実施日の30日前までに、後援名義使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる資料等を添えて会長に申請するものとする。ただし、会長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 団体のパンフレットその他の主催者の活動目的・内容が分かる書類
- (2) 予算書、配布資料その他の事業の内容が分かる書類
- (3) 役員その他事業関係者の役職、連絡先が分かる書類
- (4) 連絡先を明記し、切手を貼付した返信用封筒
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(決定)

第4条 会長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容を審査のうえ、諾否を決定し、申請者に後援名義使用承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、後援名義の使用に係る条件を付すことができる。

- 2 前項の規定により後援名義の使用を承認をされた者は、申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに後援名義の使用承認の再申請をしなければならない。ただし、軽微な変更については、変更事項に係る報告書の提出により再申請に代えることができる。

(決定の取消し)

第5条 会長は、前条の規定により後援名義の使用承認を決定した事業が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者の記載事項に虚偽のあることが判明した場合
 - (2) 前2条の規定に違反する事実が判明した場合
 - (3) 法令又は後援名義の使用承認の決定に付した条件に違反した場合
- 2 会長は、前項の規定により後援名義の使用承認の決定を取り消したときは、その理由を付して当該決定を受けたものに後援名義使用承認取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により、後援の承認の決定を取り消されたものは、交付を受けた使用承認通知書を直ちに協会に返還しなければならない。

(事業終了後の報告)

第6条 後援名義の使用を承認された者は、後援名義の使用承認に係る事業の終了後速やかに、協会に対して事業実施報告書（様式第4号）に事業実施の様子がわかる写真、当日配布資料等を添付して提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年5月26日より施行する。